

掛川市規則第31号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第17条の2 主管の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定しようとするときは、市長の決裁を受けた後、直ちに会計管理者に通知しなければならない。

2 市長は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

第53条中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。